

**平成31年第1回東洋町議会定例会会議録**

**(第 1 号)**

**平成31年3月5日(火)**

**東洋町議会**

余 白

# 平成31年第1回東洋町議会定例会会議録

招集場所 東洋町役場 議会議場

開会 平成31年3月5日(火) 午前9時00分宣告

出席議員 (8名)

副議長8番	福島 登 君	1番	平山 照生 君
2番	高畠 俊彦 君	3番	小松 熙 君
4番	武山 裕一 君	5番	小野 正路 君
6番	今宮 裕明 君	7番	田島 毅三夫 君

欠席議員 (1名) 議長 西岡 尚宏 君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町長	松延 宏幸 君
副町長	光本 速雄 君
会計管理者	生松 克祐 君
教育長	川田 真由美 君
総務課長	大坪 靖幸 君
税務課長	小池 昭平 君
住民課長	蛭子 浩久 君
産業建設課長	伊吹 真貴博 君
教育次長	北川 晃彦 君
地域包括支援	
センター事務局長	田岡 いずみ 君
総務課長補佐	築地 仲音 君
住民課長補佐	堀川 歩 君
産業建設課長補佐	手島 憲作 君
産業建設課長補佐	生田 憲一 君
代表監査委員	弘田 賀軌 君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長	長崎 正仁
事務局職員	金山 志帆

議事日程 別紙のとおり

議事のでんまつ 別紙のとおり

会議録署名議員 4番 武山 裕一 君 5番 小野 正路 君

平成31年第1回東洋町議会定例会議事日程

(第 1 号)

平成31年3月5日(火) 午前9時開議

- [日程第1] 会議録署名議員の指名
- [日程第2] 会期の決定
- [日程第3] 議案第2号 東洋町駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて
- [日程第4] 議案第3号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正することについて
- [日程第5] 議案第4号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて
- [日程第6] 議案第5号 平成30年度東洋町一般会計補正予算(第4号)を定めることについて
- [日程第7] 議案第6号 平成30年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を定めることについて
- [日程第8] 議案第7号 平成30年度東洋町下水道事業特別会計補正予算(第2号)を定めることについて
- [日程第9] 議案第8号 平成30年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算(第3号)を定めることについて
- [日程第10] 議案第9号 平成31年度東洋町一般会計予算を定めることについて

- [日程第11] 議案第10号 平成31年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第12] 議案第11号 平成31年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第13] 議案第12号 平成31年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第14] 議案第13号 平成31年度東洋町介護保険事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第15] 議案第14号 平成31年度東洋町介護サービス事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第16] 議案第15号 平成31年度東洋町下水道事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第17] 議案第16号 平成31年度東洋町簡易水道事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第18] 議案第17号 平成31年度東洋町観光施設事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第19] 同意第1号 東洋町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて



議事のでんまつ

副議長

(福島 登副議長)

おはようございます。

ただいまの出席議員は8名であります。

これより、平成31年第1回東洋町議会定例会を開会いたします。

(開会時間：9時00分)

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおり、会議録署名議員の指名、会期の決定の他、議案として、条例3件、補正予算4件、当初予算9件、人事1件の計17件であります。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。

西岡尚宏議長から、病気のため、欠席届が提出されております。

まず、地方自治法第235条の2第3項の規定により、監査委員から平成30年11月から平成31年1月分の例月出納検査の結果報告、また、地方自治法第199条第9項の規定により、2月19日に実施されました定期監査の報告について、お手元に配布しておりますとおりに提出されております。

次に、本町議会から除名処分を受けて、議員を失職しておりました田島毅三夫君ですが、平成31年2月21日に、高知県知事の審決によりまして、その処分が取り消され、田島毅三夫君の議員資格は失職しました平成30年6月15日にさかのぼって回復することとなりましたことを町民の皆様方へご報告いたします。

その審決の結果によりまして、本件処分の直接の根拠となった

行為や過去の行為を考慮しても、懲罰事由に該当する行為は、いずれも法令等への違反の程度は大きいものではないことから、除名処分とすることは、相当でないものと考えられるとのことでありました。

本件処分に至りました議会の手続きが適法に行われたとしても、結果的には行き過ぎた行為であったことは否めないわけでありますので、この審決の結果を、議員全員が重く受け止め、また十分尊重したうえでの議会運営に勤めて参ります。

町民の皆様方に、ご心配やご迷惑をおかけしたことを深く反省しておりますので、今後ともご支援、ご協力をお願いいたします。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

続いて日程に入る前に、町長から行政報告について、発言の申出がありましたので、これを許します。

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

皆さんおはようございます。

本日、平成31年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも何かとご多忙の中、ご参集を賜りまして誠にありがとうございます。

先ほどの副議長報告にもございましたように、本定例会から田島議員が復帰をいたしております。

今後とも円滑な議会運営と行政運営にご協力を賜りますよう執行部を代表いたしまして、よろしくお願い申し上げますところがございます。

本定例会には、執行部から合計17件の議案を提案させていた



だきます。

内訳といたしましては、条例改正案3件、平成30年度補正予算案4件、新年度当初予算案9件、人事案件1件となっております。

慎重なご審議と適切なお決定をお願いを申し上げます。

それでは、提案理由に先立ちまして、若干のご報告をさせていただきます。

最初に、一般会計当初予算についてでございます。

平成31年度の国の地方財政計画では、地方財政の根幹であります地方交付税総額を前年度から0.2兆円増の16.2兆円としておりまして、これは、7年ぶりに増額決定となっているところでございます。

本町への交付見込みは、前年度から0.4パーセント増となっておりますけれども、これは、交付税措置のある起債償還の増額によるものでございまして、その他の経費分は減額となる見込みでございます。

また、地方が財源不足を穴埋めするために発行する臨時財政対策債は0.7兆円抑制されておりまして、本町分としての試算に置き換えますと、臨時財政対策債の減額の影響で交付税交付見込額は、実質的には、前年度より0.8パーセント減となる見込みでございます。

このため、本年度も厳しい予算編成となっております。当初予算も財源調整措置として、基金からの繰入金3億2700万円を計上いたしました予算となっております。

平成30年度も決算見込みを慎重に見極めながら、地方譲与税や臨時交付金等の動向など、31年度への影響を見定めて参りた

いと考えているところでございます。

一般会計予算総額でございますが、対前年度比では4.4パーセント増の30億9106万円としております。

普通建設事業費は、やっと用地取得ができました野根地区防災避難施設建設事業に2億円あまりを計上しております。

対前年度比37.7パーセント増の予算となっております。

ほかには、本年度も防災減災対策が主要事業となっておりますが、ブロック塀耐震対策事業を含めまして、木造住宅耐震関連の予算に約6400万円を計上いたしております。

30年度からの繰越予算6800万円を合わせますと1億3200万円の予算額となっているところでございます。

また、性質別での主な増減でございますが、人件費は5.6パーセントの減となっております。

これは職員の退職者数による影響で減額となっているところでございます。

物件費、扶助費、補助費等は前年度並みとなっておりますけれども、公債費は防災対策などもございまして、7.3パーセントの増、予算査定で維持補修費などを抑制いたしまして、31.3パーセント減とし、一般会計を除く8特別会計への操出金を調整いたしまして、7.1パーセントの減としているところでございます。

人件費等の義務的経費は、起債償還の公債費の伸びがございませけれども、0.2パーセント増に留まっているところでございます。

できるだけ計上の経費を抑制しつつ、単独事業として子育て世帯への支援策、また、在宅介護手当などを継続して予算計上いた

しております。

また、新規事業としましては、学校の空調設備設置などの整備に補助対象外経費についても単独事業分として、3800万円を予算計上しているところでございます。

次に、住宅新築資金等貸付会計でございますが、赤字会計であります本会計でございますが、毎年度3億円以上の前年度繰上充用金を計上してきたところでございます。

その圧縮整理には、債権管理条例に基づきまして、任期付き職員を中心として、その縮減に努めてきたところであります。

平成30年度予算では、やっと3億円を切り2億9500万円、31年度予算では2億8090万円と圧縮してきております。

長期間、町財政を圧迫してきた本会計の貸付金回収と整理には、自力執行権のない債権でございますので、裁判所を通じて地道に滞納債権の縮減強化を図っていかなければなりません。

本年度予算にも、その取組強化のために、県補助金1500万円あまりを計上しているところでございます。

また、設立後4年を迎えます安芸広域租税債権管理機構でございますが、順調な取組みと運営がなされているところでございます。

本年度からは、全国初の取組みとして、管理機構業務に私債権等を追加することといたしております。

今後におきましても、機構と連携をいたしまして、公私債権の公平性の確保、納税秩序の向上に一層努めて参りたいと考えております。

次に、自然体験型キャンペーンについてでございます。

高知県は、志国高知幕末維新博が終了いたしまして、自然を活かした体験型観光として、新たにリョーマの休日、自然&体験キャンペーンをスタートさせております。

東部地区では、2月10日に室戸世界ジオパークセンターにおきまして、スタートイベントが開催されたところでございます。

本町といたしましても、8月にサーフィンの全日本大会開催が、すでに決定されておりました、県や安芸広域とも連携して、交流人口の拡充に取り組んで参りたいと考えているところでございます。

最後に、阿南安芸自動車道についてでございます。

阿南安芸自動車道のうち、県境を結びます牟岐から野根間約24キロメートルにつきましては、昨年の11月16日、国土交通大臣の同意をいただき、都市計画決定がなされたところでございます。

その後、国土交通省は、本年3月1日、31年度予算に向けた新規事業採択時評価手続き等に着手をいたしました。

このことは、すでに、3月2日付けの新聞報道で、ご存知の方もおられると思えますけれども、全国で19路線が新規事業化候補箇所として公表をされております。

その候補箇所の中に、海部道路のうち、海陽町多良から東洋町野根間14.3キロメートルが平成31年度の直轄事業として新規事業化候補箇所となっております。

今後、国は、新規事業化に向け、県知事への意見聴取を開始をいたしまして、3月中旬頃に第三者委員会での審査を経まして、その評価結果をとりまとめたうえで、国会での予算審議を経て事業計画決定される見込みとなっております。

本町といたしましては、その進展に大いに期待を寄せているところでございます。

また、2月7日には、阿南安芸自動車道のうち、奈半利から安芸間のルート案が、国土交通省四国整備局において決定をされております。

このように、阿南安芸自動車道も着実に進展を見せておりまして、今後もさらに県、国と連携をいたしまして、関係機関と一体となって要望活動を展開をし、命の道整備のため事業着手を一日も早く実現したいと考えているところでございます。

今後とも関係機関、また、地域住民の皆様方の一層のご理解、ご協力をお願いを申し上げます。

以上、簡単でございますけれども、定例会、平成最後の行政報告とさせていただきます。

副議長

(福島 登副議長)

町長の行政報告が終わりました。

日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第126条の規定により、4番、武山裕一君、並びに5番、小野正路君を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

議会運営委員会で検討されておりますので、委員長の報告を求めます。

高島議会運営委員長。

議会運営委員長

(高畠 俊彦議会運営委員長)

おはようございます。

平成31年第1回定例会議会運営委員会の報告を行います。

3月1日に、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期並びに運営等について協議いたしました結果、本定例会の会期は、本日5日から3月8日金曜日までの4日間とする。

次に、運営につきましては、本日の開会日に提出者から提案理由の説明を受け、本日5日の本会議散会後から委員会及び議案審査のため休会、8日に再開し、審議、採決の後に一般質問を行う。

次に、議案質疑は一問一答方式の時間制とし、議案全体で1人1時間以内、答弁者も1時間以内とする。

次に、一般質問については、一問一答方式の時間制とし、質問全体で質問時間を1人40分間とする。また、執行部の答弁時間も40分間とする。

なお、一般質問及び議案質疑については、議会会議規則第64条の2の規定により、反問権を行使することができる。

次に、議案質疑及び一般質問の通告期限は、ともに6日水曜日正午までとする。

次に、人事案件については、質疑、討論を省略し、直ちに審議、採決とし、採決の方法は、無記名投票とする。

最後に、家族従業者の人権保障と女性の活躍を促進するために、所得税法第56条の廃止を求める意見書は、総務教育民生常任委員会へ奥山等のスギ、ヒノキ放置人工林を森林環境譲与税で、順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める意見書は、産業建設常任委員会へ、それぞれ付託する。

以上のように決定いたしました。

副議長

これで議会運営委員会からの報告を終わります。

(福島 登副議長)

議会運営委員長の報告が終わりましたので、ここでお諮りします。

ただいまの委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日から3月8日までの4日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議席より、異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から3月8日までの4日間と決定しました。

日程第3、議案第2号、東洋町駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについての件から日程第18、議案第17号、平成31年度東洋町観光施設事業特別会計予算を定めることについてまでの16件を、この際一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

直ちに、提出者の説明を求めます。

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

それでは、早速、ご提案申し上げます。

議案第2号、東洋町駐車場の設置及び管理に関する条例の一

部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成31年3月5日提出でございます。

提案理由でございます。

新たに、生見地区に駐車場が整備されることに伴いまして、東洋町駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

なお、内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。

議案第3号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成31年3月5日提出でございます。

提案理由でございます。

本年1月に、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴いまして、関連がありますので本町の災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

なお、内容につきましては、住民課長が説明をいたします。

続きまして、議案第4号でございます。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年3月5日提出でございます。



提案理由でございます。

国家公務員の超過勤務命令の上限の設定に係る人事院規制の改正に準ずるため、東洋町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

議案第5号、平成30年度東洋町一般会計補正予算第4号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年3月5日提出でございます。

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ4947万3千円を追加をし、予算総額を歳入歳出それぞれ32億6044万4千円とするものでございます。

地方債では、借入限度額を補正をいたしまして、繰越明許費では、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費を計上をいたしております。

歳入では、地方交付税、国庫支出金、寄付金、繰入金、繰越金、町債などを計上いたしております。

歳出では、施設等整備基金への積立金、障害福祉サービス費などを計上いたしております。また、国の2次補正予算に対応いたしまして、プレミアム付商品券発行準備経費、甲浦2号幹線及び向中村線法面对策工事設計委託、河川海岸浸食対策事業の県負担金を計上いたしております。

なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

議案第6号、平成30年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第2号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成31年3月5日提出でございます。

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ1360万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ6億1463万3千円とするものでございます。

歳入では、保険料、国庫支出金、県支出金、繰入金を計上いたしております。

歳出では、施設介護サービス給付費、高額介護サービス費、介護予防サービス給付費などを計上いたしております。

なお、内容につきましては、地域包括支援センター事務局長が説明をいたします。

続きまして、議案第7号、平成30年度東洋町下水道事業特別会計補正予算第2号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年3月5日提出でございます。

提案理由でございます。

今回の補正では、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費として、繰越明許費を定めております。

なお、内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。

議案第8号でございます。

平成30年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算第3号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年3月5日提出でございます。

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ310万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ7001万4千円とするものでございます。

歳入では、観光施設事業収入を計上いたしております。

歳出では、海の駅食堂賄い材料代などを計上いたしております。

なお、内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。

議案第9号、平成31年度東洋町一般会計予算を定めることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年3月5日提出でございます。

提案理由でございます。

予算総額を歳入歳出それぞれ30億9106万円と定めております。前年度比で1億2989万8千円、4.4パーセントの増となっております。また、債務負担行為の限度額911万3千円、地方債の借入限度額を5億1960万円、一時借入金の最高限度額を5億円と定めております。

平成31年度予算の主な事業といたしましては、ふるさと納税返礼品及び積立金、DMV導入促進事業補助金、地域活性化プラン支援事業及び商工持続発展支援事業補助金、白浜地区複合施

設建設設計委託料、安芸広域租税債権管理機構負担金、あつたかふれあいセンター事業、農業用水路等長寿命化、防災減災事業、川口地区体験施設設備事業、サーフィン大会補助金、これは全日本サーフィン選手権でございます。町道改良及び橋梁耐震改修事業、空き屋改修事業、野根地区防災避難施設建設事業、木造住宅耐震改修事業、児童、生徒、学生等入学支援事業、小、中学校空調設備設置工事などの事業を計上いたしております。

なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

議案第10号、平成31年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を定めることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年3月5日提出でございます。

提案理由でございます。

予算総額を歳入歳出それぞれ2億8895万6千円と定めております。

歳入では、県支出金、諸収入を計上しております。

歳出では、事業費、前年度繰上充用金などを計上いたしております。

なお、内容につきましては、住民課長が説明をいたします。

続きまして議案第11号でございます。

平成31年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算を定めることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年3月5日提出でございます。

提案理由でございます。

予算総額を歳入歳出それぞれ5億2702万5千円と定めております。

歳入では、国民健康保険税、県支出金、繰入金、繰越金などを計上しております。

歳出では、総務費、保険給付費、国民健康保険事業費納付金、保険事業費などを計上いたしております。

なお、内容につきましては、住民課長が説明をいたします。

議案第12号、平成31年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を定めることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年3月5日提出でございます。

提案理由でございます。

予算総額を歳入歳出それぞれ4488万3千円と定めております。

歳入では、後期高齢者医療保険料、繰入金、繰越金などを計上しております。

歳出では、総務費、後期高齢者医療広域連合納付金などを計上しております。

なお、内容につきましては、住民課長が説明をいたします。

議案第13号でございます。

平成31年度東洋町介護保険事業特別会計予算を定めることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年3月5日提出でございます。

提案理由でございます。

予算総額を歳入歳出それぞれ5億8482万6千円と定めております。

歳入では、介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金などを計上しております。

歳出では、総務費、保険給付費、地域支援事業費などを計上いたしております。

なお、内容につきましては、地域包括支援センター事務局長が説明をいたします。

続きまして、議案第14号、平成31年度東洋町介護サービス事業特別会計予算を定めることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年3月5日提出でございます。

提案理由でございます。

予算総額を歳入歳出それぞれ1414万8千円と定めております。

歳入では、サービス収入、繰入金を計上しております。

歳出では、サービス事業費、公債費などを計上しております。

なお、内容につきましては、地域包括支援センター事務局長が説明をいたします。

続きまして、議案第15号でございます。

平成31年度東洋町下水道事業特別会計予算を定めることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決

を求める。

平成31年3月5日提出でございます。

提案理由でございます。

予算総額を歳入歳出それぞれ1億8476万3千円と定めております。また、地方債の借入限度額を5360万円としております。

歳入では、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、繰入金、町債などを計上いたしております。

歳出では、下水道費、公債費などを計上しております。

なお、内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。

議案第16号でございます。

平成31年度東洋町簡易水道事業特別会計予算を定めることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年3月5日提出でございます。

提案理由でございます。

予算総額を歳入歳出それぞれ1億6196万9千円と定めております。また、地方債の借入限度額を4590万円としております。

歳入では、事業収入、国庫支出金、県支出金、繰入金、町債などを計上いたしております。

歳出では、事業費、公債費などを計上しております。

なお、内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。

議案第17号でございます。

平成31年度東洋町観光施設事業特別会計予算を定めることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年3月5日提出でございます。

提案理由でございます。

予算総額を歳入歳出それぞれ6340万6千円と定めております。

歳入では、観光施設事業収入、繰越金を計上しております。

歳出では、自然休養村事業費、青少年旅行村事業費、施設管理事業費、海の駅事業費などを計上しております。

なお、内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。

以上でございます。

副議長

(福島 登副議長)

伊吹産業建設課長。

産業建設課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

それでは、議案第2号、東洋町駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、ご説明をいたします。

議案関係資料の1ページと新旧対照表の1ページをご参照ください。

新旧対照表の方をお願いいたします。

条文第2条関係、駐車場の名称及び位置について、第3号駐



車場の位置については、これまで地番の記載がありませんでしたので、字瀧山のあとに635の139番地を追記して改めます。

また、新たに、生見地区の駐車場が整備されることに伴い、名称、第5号駐車場とし、位置は東洋町大字生見字生見浜576の1番地を追加し、改正するものです。

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

副議長

(福島 登副議長)

蛭子住民課長。

住民課長

(蛭子 浩久住民課長)

私の方からは、議案第3号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正することについて、ご説明をいたします。

平成31年1月30日に、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴いまして、本町においても災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては、本条例の第12条以降に規定する災害援護資金の貸し付けの条文について、関連する政令で、償還方法に月賦償還の方法が追加されたこと、また、被災者が保証人を立てることを要しない及び貸付利率の規定が改正されたことにより、本条例を次のように改正しようとするものでございます。

貸付利率の規定は、3パーセント以内で条例で定めることとされておりますが、近隣の市町村と足並みを揃えた率としております。

議案関係資料の2ページと新旧対照表の2ページをお願いいたします。

本条例の第14条中、3パーセントを1パーセントに改めます。

次に、第15条第1項中、半年賦償還を半年賦償還、または、月賦償還に改め、同条第3項中、保証人を削り、第12条を第11条に改めます。

附則、この条例は、平成31年4月1日から施行します。

経過措置につきましては、議案関係資料をご参照ください。

以上でございます。

副議長

(福島 登副議長)

大坪総務課長。

総務課長

(大坪 靖幸総務課長)

それでは、議案第4号について、ご説明をいたします。

資料として配布しております職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案に基づき、ご説明をさせていただきます。資料はA4横になってございます。

今回の条例改正は、長時間労働の是正を目的に、国家公務員は、超過勤務命令の上限等を人事院規則で規定することになりました。

当町におきましても、今回の人事院規則の改正に沿った内容となるよう当該条例で必要な事項を規則で定める旨を規定するものであります。

超過勤務命令の上限時間の設定につきまして、原則月45時間

以下、かつ、年360時間以下に、他律的な業務の比重の高い部署におきましては、月100時間未満、かつ、年720時間以下を限度としております。

ただし、大規模災害への対応や緊急に処理することを要する業務など、公務の運営上やむを得ない場合には、この上限を超えることができると思われま

す。この条例は、平成31年4月1日から施行することとしております。

なお、新旧対照表及び議案関係資料ご参照もお願いしたいと思います。

続きまして、議案第5号についてご説明をいたします。

平成30年度一般会計補正予算第4号でございます。

予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正では、歳入歳出それぞれ4947万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億6044万4千円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

(予算書に基づき説明)

副議長

(福島 登副議長)

田岡地域包括支援センター事務局長。

地域包括支援センター事務局長

(田岡 いずみ地域包括支援センター事務局長)

私の方から、議案第6号、平成30年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第2号を定めることについて、ご説明いたしま

	<p>す。</p> <p>今回の補正は、歳入歳出それぞれ1360万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ6億1463万3千円となっております。</p> <p>予算書の8ページをお願いします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p>
副議長	<p>(福島 登副議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>それでは、議案第7号、平成30年度東洋町下水道事業特別会計補正予算第2号についてご説明をいたします。</p> <p>予算書の2ページをお願いいたします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p> <p>続きまして、議案第8号、平成30年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算第3号の承認を求めることにつきまして、ご説明をいたします。</p> <p>今回の補正予算の主なものは海の駅食堂の売上増大に伴う、賄い材料費の補正です。</p> <p>歳入歳出それぞれ310万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ7001万4千円とするものです。</p> <p>予算書の6ページをお願いいたします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p>

副議長	<p>(福島 登副議長)</p> <p>ここで休憩します。</p> <p>再開は10時15分をお願いします。</p> <p>(休憩時間：10時1分)</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p>(再開時間：10時15分)</p> <p>大坪総務課長。</p>
総務課長	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>それでは、議案第9号について、ご説明をいたします。</p> <p>平成31年度東洋町一般会計予算でございます。</p> <p>予算書の1ページをお願いいたします。</p> <p>今回の当初予算では歳入歳出それぞれ30億9106万円としております。</p> <p>前年度と比較しまして、1億2989万8千円、4.4パーセントの増となっております。</p> <p>3ページをお願いいたします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p>
副議長	<p>(福島 登副議長)</p> <p>蛭子住民課長。</p>
住民課長	<p>(蛭子 浩久住民課長)</p> <p>それでは、私の方から、議案第10号から12号までを説明したいと思います。</p>

まず、議案第10号、平成31年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を定めることについて、ご説明をいたします。

予算の総額は歳入歳出それぞれ2億8895万6千円とするものでございます。

予算書の4ページをお願いします。

(予算書に基づき説明)

続きまして議案11号、平成31年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算を定めることについて、ご説明をいたします。

予算書の総額を歳入歳出それぞれ5億2702万5千円とするものでございます。

まずは予算書の5ページをお願いします。

(予算書に基づき説明)

続きまして、議案第12号、平成31年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を定めることについてご説明をいたします。

予算の総額は歳入歳出それぞれ4488万3千円とするものでございます。

予算書の4ページをお願いします。

(予算書に基づき説明)

副議長

(福島 登副議長)

ここで休憩します。

再開は11時20分です。

(休憩時間：11時8分)

<p>地域包括支援センター事務局長</p> <p>副議長</p>	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p>(再開時間：１１時２０分)</p> <p>田岡地域包括支援センター事務局長。</p> <p>(田岡 　いずみ地域包括支援センター事務局長)</p> <p>私の方から、議案第１３号から第１４号について、説明をさせていただきます。</p> <p>まず、議案第１３号、平成３１年度東洋町介護保険事業特別会計予算を定めることについて、ご説明をいたします。</p> <p>予算の総額は、歳入歳出それぞれ５億８４８２万６千円を計上しております。</p> <p>対前年度比では８０７万１千円の減額となっております。</p> <p>予算書の８ページをお願いします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p> <p>続きまして、議案第１４号、平成３１年度東洋町介護サービス事業特別会計予算を定めることについて、ご説明をいたします。</p> <p>予算の総額は歳入歳出それぞれ１４１４万８千円を計上しており、対前年度比では６８万３千円の減額となっております。</p> <p>予算書の６ページをお願いします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p> <p>(福島　登副議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>
----------------------------------	--

産業建設課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

それでは、議案第15号から17号までご説明をいたします。  
議案第15号、平成31年度東洋町下水道事業特別会計予算についてご説明をいたします。

歳入歳出の総額をそれぞれ1億8476万3千円としています。

4ページをお願いいたします。

(予算書に基づき説明)

続きまして、議案第16号、平成31年度東洋町簡易水道事業特別会計予算についてご説明をいたします。

歳入歳出の総額をそれぞれ1億6196万9千円としています。

4ページをお願いいたします。

(予算書に基づき説明)

続きまして、議案第17号、平成31年度観光施設事業特別会計予算についてご説明をいたします。

歳入歳出の総額をそれぞれ6340万6千円としています。

6ページをお願いいたします。

(予算書に基づき説明)

副議長

(福島 登副議長)

以上で、一括議題とした提出案件の説明がすべて終わりました。



ここで、お諮りします。

議案第9号、平成31年度東洋町一般会計予算を定めることについての件から議案第17号、平成31年度東洋町観光施設事業特別会計予算を定めることについてまでの9件は、質疑を省略し、議会委員会条例第5条の規定により、議長を除く8人の委員で編成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いましたが、これにご異議ございませんか。

(議席より、異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第9号から議案第17号までの9件は、質疑を省略し、西岡議長を除く8人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して、審査することに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、議会委員会条例第7条第3項及び第4項の規定により、お手元に配布してあります名簿のとおり、1番、平山照生君、2番、高島俊彦君、3番、小松熙君、4番、武山裕一君、5番、小野正路君、6番、今宮裕明君、7番、田島毅三夫君、8番、私、福島登を指名したいと思いましたが、これにご異議ありませんか。

(議席より、異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会の委員は、名簿のとおり選任することに決定をいたしました。

ただいま、選任されました特別委員の方々は、次の休憩中に委員会を開催し、正副委員長の互選を行ってください。

場所は、委員会控え室でお願いします。

なお、初めての委員会でありますので、議会委員会条例第9条第1項の規定により、ここに議長が口頭で招集の通知をします。

また、正副委員長がともにおりませんので、議会委員会条例第9条第2項の規定により、年長委員が臨時委員長として、正副委員長を互選することになります。

委員会の正副委員長が互選されましたら、配布します報告書に記載のうえ、直ちに議長に提出をしてください。

ここで15分間、休憩します。

再開は12時10分をお願いいたします。

(休憩時間：11時57分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間：12時10分)

予算審査特別委員会の委員長、副委員長の互選結果について報告します。

委員長、平山照生君、副委員長、小松 熙君、以上であります。

ここで休憩します。

再開は午後1時30分をお願いいたします。以上です。

(休憩時間：12時10分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間：13時30分)

日程第19、同意第1号、東洋町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについての件を議題とします。

<p>町長</p>	<p>直ちに、提出者の説明を求めます。</p> <p>松延町長。</p> <p>(松延 宏幸町長)</p> <p>同意第1号でございます。</p> <p>東洋等固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、次の者を東洋町固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。</p> <p>平成31年3月5日提出でございます。</p> <p>住所は安芸郡東洋町大字野根丙1687番地。</p> <p>氏名は田邊康生氏でございます。</p> <p>生年月日は、昭和21年9月22日生まれでございます。</p> <p>任期は、平成31年3月19日から平成34年3月18日までの3年間となっております。</p> <p>提案理由でございます。</p> <p>平成31年3月18日をもって固定資産評価審査委員の田邊委員が任期満了となります。</p> <p>引き続き、田邊委員を選任したいと存じますので、よろしくお願いたします。</p> <p>別添に、経歴書を添付しておりますので、ご参照をお願いいたします。</p>
<p>副議長</p>	<p>(福島 登副議長)</p> <p>提出者の説明が終わりました。</p> <p>本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに</p>

ご異議ありませんか。

(議席より、異議なしの声あり)

異議なしと認めます。さよう決しました。

これより、同意第1号、東洋町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについての件を採決します。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

ただいまの出席議員は7名であります。

議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に5番、小野正路君、並びに6番、今宮裕明君を指名いたします。

投票用紙を配布させます。

(投票用紙配布)

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、議会会議規則第84条の規定により、否とみなすことになっております。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(議席より、なしの声あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

異常なしと認めます。

これより投票に入ります。

1 番議員より、順次、投票願います。

投票漏れはありませんか。

(議席より、なしの声あり)

投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

開票を行います。

5 番、小野正路君、並びに 6 番、今宮裕明君、立会いをお願いします。

投票の結果を報告します。

投票総数 7 票、うち有効投票 7 票、無効投票 0 票であります。

有効投票中、賛成 6 票、反対 1 票。

以上のおりであります。

よって、同意第 1 号、東洋町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについての件は、同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖解除)

以上で、本日の議事日程は、すべて終了しました。

ここでお諮りします。

冒頭の議会運営委員長の報告のとおり、本会議散会後から 7 日までは休会とし、審議、採決並びに一般質問のため、8 日、午前 9 時から再開したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(議席より、なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

本日は、これにて散会します。

どうもお疲れさまでした。

休憩後、本日から6日まで、役場2階の会議室において、予算  
審査特別委員会を開催します。

本日は、午後2時から開催します。

よろしく願いいたします。

次回の議会放送は8日、金曜日、午前9時から開始いたします。

これにて議会放送を終了いたします。

お疲れさまでした。

(散会時間：13時38分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員